

平成29年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成29年12月8日(金)

---

応招議員(14名)

1番 赤間 茂幸君	2番 大友 三男君
3番 佐藤 千加雄君	4番 熱海 文義君
5番 石川 壽和君	6番 若生 寛君
7番 赤間 滋君	8番 和賀 直義君
9番 高橋 重信君	10番 高橋 壽一君
11番 石川 秀雄君	12番 千葉 勇治君
13番 吉田 茂美君	14番 石川 良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長 田中 学君	教育長 鹿野 毅君
総務課長 小畑 正勝君	企画財政課長 千葉 伸吾君
まちづくり推進課長 遠藤 龍太郎君	税務課長 武藤 弘子君
町民課長 鎌田 光一君	保健福祉課長 残間 俊典君
農政商工課長 伊藤 長治君	地域整備課長 三浦 光君
会計管理者 浅野 辰夫君	教育課長 斎藤 雅彦君
公民館長 遠藤 努君	

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

---

議事日程第3号

平成29年12月8日(金曜日) 午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

		関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 5 1 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 5 2 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 5 3 号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 5 4 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 7	議案第 5 5 号	平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 8	議案第 5 6 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 5 7 号	平成 2 9 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 5 8 号	平成 2 9 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 5 9 号	平成 2 9 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 6 0 号	平成 2 9 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	閉会中の所管事務調査	
日程第 1 4	閉会中の継続審査	

---

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 5 0 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 5 1 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 5 2 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 5 3 号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 5 4 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 7	議案第 5 5 号	平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 8	議案第 5 6 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計補正予

- 算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正  
予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会  
計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第59号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別  
会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第60号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算  
（第2号）
- 日程第13 閉会中の所管事務調査
- 日程第14 閉会中の継続審査
- 

午 後 1時30分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、  
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署  
名議員は会議規則第110条の規定により、12番千葉勇治議員、13番吉田  
茂美議員を指名いたします。

---

日程第2 議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に  
関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより、議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第3 議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の条例改正の特に大きな内容を見ますと、町長の報酬5割減額と、あるいは教育長の1割の減額という内容が大きい柱になっておりますが、私は基本的には、この報酬というのはそれぞれの任務といいますか仕事に合った報酬ということで、これまでの定めにおいても当然町長あるいは教育長、金額相応の仕事をしてもらうということで定めてあったもので、あえて減額というのは私は余り好ましいものとは思っておりませんが、しかし今回の選挙におきまして、町長の公約で5割を削るといふいわゆるその財源をもって町の財政健全化に寄与するということで、それを大きな今回の選任の柱ということで1票を投じて期待された方もあるということを考えて場合に、基本的に余り好ましくないとはいながらも公約を実現していくという立場を考えた場合には、これはやはり仕方ないのかなということで、基本的にこれは賛成する必要があるなと思っております。

そんな中で、しからば今回の内容を見ますと5割の削減あわせてそれをいつからやるのやということを見ますと、来年の4月1日からだということで、決してこの4月1日、確かにいろいろな当初の予算が組まれるということでスタートの時期にはなるわけですが、町長が公約に町全体の財政健全を考えた場合に、公約で掲げておいた健全化を考えた場合に、私はもう少し、本来は下げるべきではないと思いつつも本当にその健全化を考えてこの財政を思うのであれば、もう9月に、既に9月7日から着任されて今日に至っているわけですから、来年4月1日を待たずに速やかに対応できてもいいのかなと、速やかに改正して減給しても

よかったのかなと思う、そういう反面も持つわけですが、このことについてなぜ4月1日まで延ばさざるを得ないのか。公約実現、健全化の財政を考える場合には、速やかに即対応すべき手法があったのではないかと思うんですが、それができない何か理由があるのか。例えば法的な問題、いろいろあると思うんですが、今日4月1日に延ばさざるを得ないというその辺の理由について、担当課になるのか町長になるのかわかりませんが、執行者からの説明を求めておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） まずお答えいたします。

町長の公約でございますが、平成30年度以降の事業に係る財源ということで指示を受けておりましたので、今回提案し、平成30年度予算に反映した中での新たな財源の確保という位置づけでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長からの指示だということだったんですが、町長の指示ということになれば町長から言われたということにももちろんなるわけですが、町長、どういう考えで4月1日にやらなくてはならなかったのかを。もう少し早くてもよかったのではないかと私なりに思うんですが。

あと、もう1点ですが、これは3問までなので。4月1日から平成33年9月6日までということで、今回の町長の任期ということになっているんですが、この任期途中で何かもしあった場合には、当然その次なる方が出てくるようなことがもし生じた場合には、この今回の改正がどのように変わってくるのか。次の方にこれが尾を引いていくようなことがあったのでは問題なので、平成33年9月6日までが先行してしまうと次なる方が果たして公約でどのように掲げるかわかりませんが、その間にですね、その場合にはどういう条例の見直しが出てくるのか、その辺についてはどう検討されているのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） まず答弁願います。町長。

町長（田中 学君） なぜ4月1日からかという御質問でございますが、この件につきましては、私も総務課長に指示しました。ただいま29年度の事業においては、前任者の事業計画でございます。それを引き継いで事業をやっているわけでございますので、来年度から本格的に田中町政が自分の意志で町民の公約を果たしてまいりたいと存じます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

今回の条例改正は、御説明したとおり附則の改正でございます。万が一の際は附則の改正で対応できると考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 万が一の場合には、当然職務改正であっても条例の改正ということになってくるので、それはそれでまた対応するということが、あくまで今回の田中町長に限ってということに理解していいわけなんですね。

それから、私は教育長まで何も公約があったわけではないので、教育長まで右に倣えする必要はなかったのかなと思っているんですが、教育長なりのいろいろ考えた中での決断だと思いますが、教育長1割カットというのは、当然これは教育長みずからが手を挙げてそのような要求を出したのかと思うんですが、その辺のいきさつについて教育長のほうからも一言考えなどを教えていただきたいのですが、よろしく願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

教育長に就任してから、町長と幾たびかお話し合いをすることがありました。その中で、この10%削減という話が出て了解をしたわけでございます。私が、前回もそうですが今回も就任に当たって、もう一度自分の生活信条を見直したんですが、常に公僕たれという気持ちで今もおりますし、これからもそうありたいと思っております。これで御賢察いただければと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

12番（千葉勇治君） 今途中でやめた場合はどうなるんだということについて、附則の。

議長（石川良彦君） 附則の。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 先ほども答弁したとおりでございますが、不測の事態が生じた場合は附則の改正で条例改正になりますので、まず御提案申し上げます。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 公約によって50%削減という話は聞いておったわけなんですけど、この50%削減によりましてどれくらいの額が出てくるものなの

か。それでその財源不足を補って、その利用目的というのはあるもので  
すか。その辺お伺いしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

町長の報酬50%削減で年間603万3,000円程度でございます。給与期末  
手当、共済費等でございます。この財源の使い道は条例提案の際に説明  
申し上げましたとおり、町長の公約に関する事業の中で子育て支援など  
さまざまな事業分野に配分する予定でございます。どの事業に幾らとい  
うのはこれから予算、ヒアリング等を経て確定する内容になっておりま  
す。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） これには教育長も10%削減ということになっているんで  
すが、含まれてのこの額なのか、その辺はどうなんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（小畑正勝君） ただいまのは町長の削減です。教育長は10%削減で  
82万8,000円程度の財源になります。この金額も同様に新たな財源の確  
保の一部として充当させていただきます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

まず、反対の立場からの討論をお願いいたします。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に  
関する条例の一部改正についての町長の受ける給料及び教育長の受ける  
給料減額について、反対の立場で討論いたします。

反対理由。ことし8月の町長選挙で公約の1つとして、田中町長は給  
料50%カットを掲げ、その公約を守るため、今回12月議会に審議案件と  
して提出していますが、町民の方々は田中町長にしっかり仕事をしてい  
ただき、本町の活気あるまちづくりを期待しているわけで、町長給料50%  
カットを望んでいるわけではありません。むしろ前町長とは違い、田中  
町長には現在の給料以上の仕事を期待していると思います。

既に、議会で議決決定している全く計画性があったとは認められない  
高崎団地や希望の郷団地構想事業などで、今後1億数千万円の町税の無

駄が見込まれることは、私のこの件に関する一般質問の中ではっきりしたと思います。この責任は、当時の執行部の責任だけでなく、議会にも議決決定した責任があると思われまます。

今回、議案第50号では、幾ら人事院勧告で決まったとはいえ、我々議員の議員報酬や費用弁償を上げる議案が今可決されるなど、我々議員の報酬を上げる決議をしておいて、町長、教育長の給料カットに我々議員が賛成することに対し、町民の方々は決して納得するはずもなく、この議案に議会として賛成するのであれば、我々議員も襟を正し、自分たちの給料10%カットを議会に提案するべきであると思います。私の記憶では、東京都知事選挙で給料50%を掲げて当選した方に対し、都議会として50%カットは周りに対しての影響が大きすぎるということで、最終的に都議会議員のほうから30%カットを提案し、議決決定し決着したと聞いています。本町でも現に教育長10%カットの議案が出るなど、影響が出ております。9月議会での赤間滋議員の一般質問の中で、田中町長の選挙公約で50%カットすると言っていたが、給料カットはこれから町長を目指す若い世代に悪影響が出てくるので、カットはするべきではないと言っていました。私もそのとおりだと思います。これから本町の発展のために我が身を削って仕事をしようとしている町長の給料50%カットや教育長の給料10%カットは、余りにも周りに対して悪影響を及ぼすと考えられます。

複数の議員の方は、来年4月からではなく、12月からでも条例を変えればすぐできるのだから50%カットすべきだと言っている反面、東北放射光の誘致のとき、私が条例を変えれば誘致しやすくなると提案したのに対し、条例は簡単に変えるものではない、簡単に変えれば条例で決めている意味がなくなると言っていた方と同じ方々です。町長給料50%カットをすることにより、町長より課長クラスの給料のほうが高くなることとなります。この後で出てくる第52号議案の職員給料を上げることにも影響が出ると思われ、職員の方々にはこれからも一生懸命町長とともに町民のために仕事をしていただくためには、上げることはあっても下げることには考えられません。

しかしながら、田中町長は選挙公約で給料カットを掲げているわけですから、来年4月から1年間限定で町長給料20%ないし30%カットは私も行うべきと考えています。しかし、公約に関係のない教育長に至っては、給料10%カットを行うべきではないと判断し、以上の理由から議案第51号に対しての反対討論といたします。



議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 若干、前者の議員と重複することもあるかと思いますが、3点の理由により反対の立場で討論を行います。

まず1点目。町長の職務は多忙で激務と、非常に重い責任が伴います。それに見合う報酬をもらって当然だと、削減すべきではないと、これが第1点でございます。

第2点。5割削減を公約にしないと当選できないとしたら、お金持ちしか町長になれないとの風潮が町内にでき、政治を目指す若い人が育たない、若い政治の人材の枯渇につながります。

第3点目。町長の立場は不安定であり、選挙活動には多額の費用がかかります。仮に、若い町長が誕生し、次の任期に立候補する場合は、資金調達のために寄付を募ることになり、大きな壁になることも予想されます。

以上は、議員報酬の削減論になることを恐れて言っているわけではありません。大郷の議員報酬は、町長報酬が仮に半減になっても議員報酬はそれよりもずっと低い位置にあります。そういう意味で東京、名古屋とは環境が全然違うということを申し上げ、各議員の御理解、御同意を求めます。

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 原案に賛成の立場で討論させていただきます。

私は、質問の中で基本的には町長の仕事というのは、あるいは教育長でもしかりですが、大変な仕事であって、それを報酬を下げてまでいかなものかということをあえて話をしたわけですが、しかしそれにも増して大事なことは公約でございます。公約というのは、それを基本にして多くの有権者がそのよしあしを判断した大きな材料になると思います。私はつらいながらも公約実現を優先させるという町長の姿勢に高く評価をしながら、今回の案件に賛成をするものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。町長、教育長、頑張ってください。お願ひします。

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 議案第51号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改

正について反対討論をいたします。

赤間町長の誤った政治、失政、これは議会のあり方も含まれるわけなんです、私も含んでですね、要は施設が数多くなることによって高額となった介護保険料、あるいは無償譲渡で受けた用地、高額な工事費、11億が13億、14億となりそうな兆しのある高崎団地、また、町政発展と住民の福祉向上のため田中町長みずから県や国、企業へ事業転換するための留守番役として副町長の人事案件を提案いたしました、議会で否決をいたしました。また町長給与の50%は公約ですので大変ではありますが、町政発展のため奮闘していただきたい。

しかし、教育長の給与は公約にはない児童生徒のさらなる教育環境の整備をしていくためにも現行のままにすべきと考えます。

議員報酬の議案に関しましては、先ほど可決しましたが常勤である特別職の給与を減額とする条例について、特別職の責任、仕事の質と量、大郷町の議会議員が役割についてしっかりとした考えを持って検討すべきと考える。

以上の観点から、議案第51号に対して反対をいたします。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 全協のときには、若い人たちは1,000円アップしますと、高齢者に関しては400円だという説明をいただきました。今回、この新しい給与体系になった場合、大郷町の職員の給料の位置はラスパイレス指数としたらどれくらいになるのか。そして、宮城県内でどの位置になるのかということをお示してください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

今回の人事院勧告に伴います給与改定につきましては、いわゆる全国どこでも同一に上昇することからラスパイレスは変更ございません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 順番ということで、どのような位置に県内であるのか。

総務課長（小畑正勝君） 順番は県内で23番目です。以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。和賀直義議員。

8番（和賀直義君） そのラスパイレスは変わりはないということで、そうだと思います。現実的に公務員とどれくらい違うのかだけお示しすることはできないんですか。そのラスパイレス指数は幾らになるんですか。

議長（石川良彦君） 公務員というと。

8番（和賀直義君） 公務員と比較して、地方自治体の職員の給料が幾らとその指数的にあらわせる……

議長（石川良彦君） 県ですか、県とか国家公務員とか、どっちのことを言っているわけですか。

8番（和賀直義君） 国家公務員です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 大郷町と国の比較はしてはおりませんが、ほぼ同様の内容になっているんですが、都市部は物価指数が高いのでその分勘案するとほぼ変わりはないのかなと考えております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部改正について採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議案第53号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第53号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

議案第53号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） たまたまこういう問題が提案されているわけですが、前にも羽生から雉子喰に至る入口の道路で、このグレーチングの跳ね上が

りで車両事故を起こしているわけですが、あの教訓が生かされていなかったような感じがしてならないんですが、今回10割町が悪いというような判断で和解したようですが、この辺の内容についてどういう内容で何がうちで100%悪かったのか、どうすればこれが100%にならないようにできたものなのか。いわゆる事後のことでございますが、どうしておけばこれが未然に防ぐことができたのか。その辺についてどう分析されているのか、今後の再発防止を願いながら、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 和解の関係について答弁させていただきます。この道路につきましては、本来歩車道境界ブロックが必要な場所でしたが、昔からあそこは農業倉庫等がございまして、歩道と車道を区別する歩車道ブロックがない状況で現在もあります。そうした中で、通常ですと車が入れないような状況にすべきであったのが、自由に入れる状況であったというのが一番の町側の瑕疵だと思われまます。さらに、このグレーチングふたにつきましては、通常車が通ると、頻繁に通るといような構造物ではなかったものですから、今回全て撤去し、車が通っても大丈夫なような丈夫なふたに取りかえをしております。何度も言うように、一番の原因は車道と歩道を区別する境がないための事故であったということでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） あの辺を通っていますと確かに幾らかこのグレーチングを今回はコンクリートというかブロックのふたにしたような感じを受けているんですが、それにつけてもまた住宅への昔の倉庫へ入っていくところに段がついておって、また事故が起きる可能性もあるのかなと思っているんですが、もうあれで対策は十分にとられたと、事故の発生はかなり防げるような対策をとれたという判断をしているわけですか。

前にもいろいろ話をしたんですが、職員なりあるいは議員も含めてみんなに危険な箇所があったら呼びかけていただいて、連絡を受けて通報をいただいてそれを即直すというようなことで構えてきた経過があるんですが、どうもあの場所を見た限りにおいては、また発生するのではないかというような心配もありますし、町内のそういう箇所の総点検についてどのようにこれまで対応されているのか、その辺の経過などについてももう一度。担当課になりますか。

あと、このごろそういうことはないんでしょうね、その辺なおさら念を押しておきたいんですが、本当に年に何回かこういうことが続くのですね、大郷だけなのか県内自治体がこのくらい平均皆いつているのか、その辺私わからないので大郷だけ多いような気がしてならないんですが、その辺も含めて完全なところまではいかないんですが、できる範囲で防衛といいますか対策を講じるべきだと思うんですが、お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今回、事故が発生しました場所につきましては、グレーチングふたであったものをコンクリートふたに換えてございます。担当のほうといたしましては、交換したことによって安全性は確保されたものと思っております。事故報告を受けて以降、道路パトロールにつきましては実施いたしました。今回の乗り入れ等におけるふたの状況も含めて確認をしております。また、緊急時請負業者に対してもパトロール時の確認作業の徹底を指示してございますが、今のところそういった箇所については確認されてございません。また、役場の職員に対してもそういった箇所があったら連絡くださいということで、これが発生する以前も職員より何度か通報をいただき、速やかに対応して直しているのが現状でございます。また、ほかの市町村の状況につきましては、把握はしてございません。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議案第55号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、議案第55号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。11番石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 19ページの縁の郷工事請負費、自動ドア装置取替工事となっているんですが、これはレストランの入り口のドアを自動ドアに換えるということなんでしょうか。どこの自動ドアなのか詳しく説明をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

こちらの自動ドアにつきましては既に工事は終わっておりまして、予算的には34万円の減ということで減額補正をしております。自動ドアそのものにつきましては、縁の郷の本体のほうの宿泊棟のほうのドアでございます。

議長（石川良彦君） 石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） どこのドアですか、もう一回、詳しく。どこの場所の自動ドアだかという。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 縁の郷の入口部分のドアでございますけれども、補正内容を再度申し上げますけれども、工事請負費としまして自動ドアの工事が完了しました。そこで、34万円の減でございます。また、研修棟の修繕工事が135万1,000円ということで、改めてこの部分を計上しまして、差し引きしまして101万円といった内容でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 場所的にどこの場所だかというところ、何か全然わからないんですけれども。レストランの入口の自動ドア、あそこは扉で、木の扉というか板というか大きいドアがあるんですけれども、私たまたま行ってみるんですが、お客さんが来たときになんか引き返すくらいの威圧感のあるドアだなと、たまたまいつも思っているんですけれども、そのドアの交換のことだったのかなと私は思ったんですが。

それから、ちょうど入って突き当たりのドアですね、あの中庭に抜け

るところのドアなんですけれども、こういうときでないと質問できないので、そこの下がこのくらいあいているんですよね。それであそこの店の従業員さんが西風なんか吹くとあそこから風が入って寒くて大変なんですというようなことなので、一緒にできればああいうところも検討していただいて、従業員の処遇改善にも頑張っていたきたいなと思うんですが、町長、1回あそこに行ってみていただいて、そういう点も含めて改善してほしいなと思うんですが、場所的にもう一回詳しく、どこの場所なんだかお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 自動ドア部分については、宿泊棟の部分でございまして、レストラン部分につきましては、議員のほうから御指摘あったとおり以前にもレストラン部分の入り口部分、そして西側部分についてどうなんだといった御質問等がございまして、現場のほうを確認させてもらいました。さらに、公社の社長ともその部分を再度確認して、今のところはそこまでのものではないだろうといった判断を下したところでございます。

ただ、従業員の方から西風等が入って処遇について問題があるというような御指摘もございまして、今後はその点も再度確認しまして、検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） なしという方もあるようですが、私少し。まず7ページの債務負担行為の中で、いっぱいあるんですが、特にこの11番目の大郷幼稚園の通園バスの運行業務を平成34年度までということで、今回4月1日からのスタートということで債務負担行為で出しているようですが、園児のですね、1年に1回変更になるわけですが、いわゆる入退園があるわけですが、園児の方々の住所が変わった段階で、駐車場なんですかある程度臨機応変な変更というのを1年に1回でいいんですが、やっってもらいような考えをぜひお願いしたいんですが、今どうなっているのか。前から決めているところでないとわかんないということでかなり遠くから歩いてバス停まで来るといふようなところもあるので、その辺についてどのように考えておられるのか。既にそれを解消してやっているということだければいいんですが、何かいつだかも最近遠いんだということを目にしたものでしたから、その辺入園児の状況をお聞きしながら、ある程度、余り細やかなバス停を設ければ当然時間もかかるということも



あるんでしょうが、ある程度の園児の住んでいる環境に合わせた駐車場の対応をお願いしたいなと思うんですが、その件についてお聞きしたいと思います。

それから、農地中間管理機構の関係で歳入歳出12ページから、あるいは歳出のほうにもあるわけですが、今回この地区が対象になっているのか1件と、それからこれはたまたま変わっているわけですが、いわゆる受け皿、もらうこの自治体としては年々高くなるのではなく安くなっているんですが、その後どのような流れになっているのか。国では農地中間管理機構に農地を集約して云々と騒いでいる中で、一方でやろうとする方々に対する支援がどうなっているのか。平成30年度にわたってそろそろまたこの農閑期においていろいろな話し合いの機会もふえてくると思うんですが、その辺どのような指導がされているのかお聞きしたいと思います。

それから、ふるさと応援の基金ですね、寄附金について歳入歳出いろいろあるわけですが、この用途について大郷は大郷でいろいろ考えているようですが、先日極めてこれいいなという印象を受けたんですが、あるところではバスにですね、これはふるさと寄附金からの財源で買ったバスですよとか、一部財源にしていますという、いわゆるその金が外部から来た方々に見えるような使い方、見えるように表示しておくということが、本当に寄附をする方々もどのように使われているか見えれば、かなり故郷に対する貢献度も高まるのかなと思っておりますので、その辺どのように……ただお返しする品物だけではなく、有効活用について前向きな形でもっともっとそういう見える表現の出し方がいいのではないかなと思うんですが、お聞きしたいと思います。

それから、15ページの5目の13節の委託料で土地境界確定測量業務ということで、請願が出されている下町の赤道関係の測量ということでございしますが、今後この土地についてはどういう計画が考えられているのか。いつころまでそれがいわゆる請願に応じた対応の中でどこまで対応できるものなのか、今の段階でわかる範囲で結構ですからお聞きしますと同時に、結構優先順位がいろいろあると思いますが、町内各箇所から町民なりあるいは行政区長さんを通じていろいろ生活道路の改修について要望が出ているわけですが、その辺などはどのように整理をされているのか。多くの区長さん方と会うたびにうちの請願どうなっているんだ、こっちどうなっているんだということをお聞きしますので、これを機会にどのような請願を受けて今後対応していく考えなのか、その辺をあわ

せてこの場でその計画を示してもらいたいと思います。

それから、21ページの3目の公園費の中で郷郷ランドの公園側溝のふた設置工事ということであったんですが、これは本来公園に側溝を入れる段階でふたも一緒にするのが普通なのかなと。今回ふただけが出ているわけですが、これは後から、当初側溝にふたをしなくて危険が生じて今回ふたをかけるような工事になったのか、この辺のなぜ今回側溝のふただけについての工事費が計上されているのか、その辺の経過などについてお聞きしたいと思います。

それから、同じ21ページで教育費の中で、先ほど町長のいわゆる報酬費の5割削減の中で就学援助費ということが出たんですが、これは中学校だけでなく小学校においても、私これは中学校だけにという感じで受けたんですが、これは小学校までも入っているかどうか。それからいわゆる公立幼稚園におきましても運動着等の負担はこれはたしか個人負担になるのではないかなと思うんですが、その辺についてはどのように考えられているのかどうか、ひとつ今回の中学校の運動着の就学援助をあわせて今後の町の考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから、25ページの社会教育施設管理費4目の中で町民体育館の施設修繕工事が計上されておりますが、工事請負総額で169万3,000円ということで大した金額ではないんですが、ただ去年でしたか総務産業常任委員会で町民体育館の施設を調査した経過があるんですが、特にバスケットの子供たちが使っているということをお聞きしたんですが、大分床が傷んでおきまして、ピンポン球を置くとすごいスピードで転がっていくということで、もちろん角度もさることながら床そのものも大分傷んでいるということで、床の工事などを考えていないのかどうか。今回予算見なくてもそれは将来的に考えていくのかどうか。施設として使う限り当然体育館ですから、トイレもさることながら床、大きな面となる床の工事が一番に私は求められるのかなと思うんですが、その辺どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから最後になりますが、26ページの10款公共土木費の1目の中で、21号の台風で気づかなかつた分が12カ所出たと。それで今回、町単独の予算で復旧を図っていくんだということでございましたが、これは早ければ国県等の何かそういう支援が受けられるものだったのか。いわゆる遅くなって見つかったこの12カ所の単独事業、このことについてはこれまでの災害と同じような条件で町の負担なり、あるいは個人の負担はないと思うんですが行政区の負担は出てくるのか、そういう負担の部分に

ついてその辺変わりはないのかどうか。後から見つかったために負担が余計町のほうにおぶさってくるというようなことはないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしく御回答お願いします。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

幼稚園の通園バスにつきましては、毎年入園する子供の状況も勘案しながら、基本的には町の住民バスのバス停をベースとして個々の事案に基づいて幼稚園の先生方等が現地等に赴いて勘案して、毎年決めているという状況でございます。

議長（石川良彦君） 教育課長、ほかもまとめてお願いします。

教育課長（斎藤雅彦君） はい、大変失礼しました。

次に、21ページの入学援助の関係なのですが、平成29年度から小学校の子供たちに対して学用品の一部支給ということで実質的には運動着を支給してございます。今回の補正につきましては、中学校への学用品の一部、具体的には運動着の支給という部分を踏まえた形で予算計上をさせていただきます。それで、実施につきましても今までのような保護者が1回お金を支払って、それに基づく申請書の形式ではなく、教育委員会と業者さんが契約して、保護者は該当の学用品の一部を受け取るというような仕組みにしたいと思っております。それで、幼稚園等の拡大につきましては、今後の財政状況等も踏まえながら検討していきたいと思っております。

次に、25ページの町民体育館等の床の関係なのですが、今回の補正につきましては、トイレの改修ということで男子トイレの1、あと女子トイレの4個の和式の便器を洋式に改修するという部分の予算を計上しております。

なお、町民体育館の床については前に議員さん方に現地を見ていただきましたが、月に定期的に職員が各施設を見回って、安全のほうは巡回させていただいております。ただ、町民体育館の床については、この間現場を見ていただいたとおり建築から年数がたっているということで傷みも出ております。今後の床の予算措置につきましては利用状況、あと町の財政状況、安全面も考慮して予算措置を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

中間管理事業についての内容、詳細といった御質問でございますのでお答えさせていただきます。地域集積協力金、これは集落等の組織に支払われる協力金でございます、羽生地区が35万円ほどになります。山崎地区が635万円、粕川地区が253万円、そして新たに江戸沢地区が対象になってございます、こちらの部分が263万円となっております。また、経営転換協力金、簡単に申しますと離農給付金でございますけれども、こちらにつきましては23戸の農家を対象に交付する予定でございます。金額は558万円ほどといった内容でございます。

また、公園のほうのふたがけについての工事請負費でございますけれども、こちらにつきましては新規の部分の郷郷ランドの部分ではございませんで、もともと既存の部分で県道とですね、接している部分の側溝でございます。危険だといった声を受けまして県のほうにふたがけ等を要請はしておりましたけれども、町でということでしたので、今回改めてふたがけの予算を計上させてもらったところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 課長、管理機構について実績のほかにもどのような支援、指導を図っていくかということで質問があります。

農政商工課長（伊藤長治君） はい、大変申しわけございません。中間管理事業につきましては、議員既に御案内のとおり当初計画していた交付金の単価の抑制が図られたところでございます。こちらにつきましては、今後どういった指導かといいますと、単価そのものについては触れずに現在関係するような集落あるいは法人等に事情を聴しまして面積のほうを計上したところでございます。平成30年の経営転換協力金ないし地域協力金の現在の履行面積としましては、120ヘクタールを見込んでいるところでございます。この大きな面積の内訳でございますけれども、改めて粕川地区に法人等が立ち上がるというようなこともありまして、こちらのほうの掘り起こしを丁寧にやっていきたいといった内容で面積のほうを計上させていただいているところでございます。来年以降の経営転換協力金ないし地域協力金につきましては、まだ県のほうから詳しい情報は来ておりませんが、毎年この単価について示される内容といえますのは、あけて9月、10月、11月、こういったところで単価を示されて改めてこれで交付を進めているところでございます。詳細に申し上げますと以上のとおりでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは当課に関する御質問について、お答え

をさせていただきたいと思います。

まず、ふるさと寄附金の使途を明示してはどうかというような御質問というか御提案かと思えますけれども、こちら議員の御質問御提案のとおりにかと思えます。現在、本町のほうではふるさと寄附金の使用目的としては総合計画にある4つの大きな目標、例えば産業振興でありますとか教育の振興でありますとか、そういった大きな目標に区分をしてお使い道を寄付者の方に御指定をいただくというような形をしておりますが、それをその下の段階の具体的にどのような事業に要は充当していくかというようなところまでは明示はしておらない状況でございます。この辺のところを現総務大臣のほうでは、平成30年度のふるさと寄附金の取り扱いといいますかその考え方、談話的なものになるんだと思うんですけれども、やはりその特定の使途をある程度絞り込みながらやる制度のほうに改正といいますか、方針を変更したいようなお話も受けているということ聞き及んでございます。その方向性に進むのではなかろうかといったようなところでございますけれども、いずれその使途をあらかじめ指定するに当たっては、例えば御質問にありましたバスの購入という部分であれば、何のためにどういった理由でその事業に対して御寄附をいただきたいのかというようなところの説明と、それに対する寄附をしていただく方がいかにそれに共感をしていただけるかということが非常に重要になってくるのではないかと考えてございます。来年度の予算編成、ヒアリングのほうが来週からもう始まるわけですけれども、その予算編成の中を通しましてこのふるさと寄附のほうの特定の目的なりそういったものに充当するというような考え方のもとで、平成30年度の御寄附のほうは、全国に向けてお願いをしていくような方向でいってはどうかということで課内でもんでいるところでございますので、これはそういった考え方が出次第、当初予算の説明とあわせて御説明するような形になろうかと思えます。

それから、2点目の赤道に関する請願の関係の計画はということでございますけれども、今回現地のほうを改めて見させていただきまして、どうもその側溝の、要は排水の滞留によりましてにおいがひどいというようなところもいただいておりますので、全線につきまして側溝整備をしていくというような計画のもとに、今回は民地等の境界の確定をするための予算を今回計上させていただいたところでございます。今後のスケジュールといたしましては、その境界確定の結果を経まして3月の補正予算に工事費のほうを計上して、暑くなる前に施工が可能になるよ

うに取り組んでまいりたいと今のところは考えているところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 26ページの公共土木施設災害復旧費でございますが、こちらにつきましては町単独事業で実施する工事でございますが、決して期間が過ぎたから単費でやるというようなものではございません。あくまでも町単独事業で実施いたします河川や道路の修繕でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 3 0 分 休 憩

---

午 後 2 時 4 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、ではバスの幼稚園児の送迎については毎年決めていると。基本は住民バスのバス停だけれども、いろいろこまめに見て毎年確認していることで、ことしもある程度臨機応変に対応できるということに理解しているんですね。そのことをよろしく。

それから、中学校からの子供たちには入学してから、後から払うというのではうまくないからということで前もって出しておくというんですが、それで補正なんだということでとてもいいんですが、これは同じ負担だと思いませんか、小学校でやっても。だから小学校のほうもそのような対応をすべきではないんですか。そういう教訓から学んで今回中学校の分については前もって出すと。では、小学校の分はこれに入っているんですか。それを確認したかったんです。そのことも含めて。もし入っているならいいんですが、中学校だけというふうな感じに聞こえたもんですから。前もって、支払う前に、父兄が立て替える前にこちらから出すということでやるべきだと思いませんか、その辺もう一度答弁お願いしたいと思います。

それから、体育館の床についてこまめに安全点検、利用状況なり財政状況なり見て云々ということでございますが、今のところそうしますと安全なり利用から見た場合には、問題ないということで見ているんですか。いろいろ問題あっても財政が大変でなかなか直すのが大変なのか、いろいろいっぱい述べておりますが、安全面からとか利用状況から見てかなり問題ではないかと指摘しておったんですが、そこら全て網羅して

今の状況だということですが、財政的なことが私は一番足を引っ張っているのかなと思うんですが、その辺具体的な正直なところをですね、利用安全面についてはちょっと危険だけれども、財政が大変でなかなか手をつけられないのであればそう言ってもらえれば、また次の段階での要求が出てくるんですが、その辺とにかく一番目が床、その床が一番危ないと私は思っています。常任委員会の意見でも出したはずですから、その辺について、意見に対してどのように一体町として聞く考えがあるのか、常任委員会ですね、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから中間管理機構、私423万6,000円、今回計上されていますからこの金額ですね、この金額についてどこに幾らとそれを明確に聞きたかったんですが、何か羽生35万円、山崎63万云々ということで。635万円山崎、粕川253万円とか、これは423万6,000円の数字についてどういう流れ、どこに幾らくらい行くのか、地域集積分が幾ら、経営転換分が幾ら、合わせてね、その423万6,000円の金額の内容を聞きたかったんです。あわせて今後の指導ということで。それで、年明けて9月、10月、11月に単価が示されるということですから、そうすると今度9月、10月、11月に示されたのは、29年度のやつが示された。そうすると30年度のやつはまだまだ来年の年送りだということで、そうした場合に農家が、あるいはこれにはまっていこうという方々がわかるまでには1年回るわけですね。その辺の分については、県なり国にやはり強く要請して早目早目の方向を見えるようにしないとうまくないと思うんですが、その辺について。私の考え方がずっこけていけば、ひとつ担当課長からこうだよと教えてもらえれば、そのことを地域でやっていきますからお願いしたいと思います。

それから、土地の境界赤道については、ひとつ今度30年度の予算に出てくるということで、あわせて私、そのほかにも各行政区なり自治体、町民からいろいろ要請があるのではないかと。現に、例えば木の崎あたりからも出ているようですが、そういうものの優先順位というのはどうなっているのか、そういうものはいつごろどうなる見通しなのか。その辺ももしよければお聞きしたいなと思ったんですが、その回答がなかったの。

それから郷郷ランド。いろいろ話をしたところって、県道側ということですがどっちにしたって郷郷ランドの付近の県道側のことですが、これは側溝を進める中でこの段階で県との話し合いを詰めるべきではなかったんですか。このふたがないということは危険性からこのふたという

のは出てくるんでしょうから、そうした場合にそのふたというのは以前に側溝を入れる段階で考えられなかったのかどうか。県道のものだければ、これは県に要請すべきなのであって、県が動かないから町がやるっていうのはおかしいのでその辺どうなのか。何かさっき県に話ししたけれども、だめだからうちで云々という話ですが、その辺お聞きしたいと思います。

あと、災害復旧は単独でやるんだからということですがけれども、前の段階で前に報告あったときに、あの段階でつかんでいけば何かもう少しいい補助というか交付金ですか、支援というかな、そういうのがあったのかなと思うんですが、それはみんな同じ条件だとみていいんですか。その辺もう一度お願いしたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

まず通園バスにつきましては、先ほどお話ししたとおり毎年の状況を見ながらやっております。ただ、バスの侵入できない道路等もございますので、それは先ほど言ったとおり、保護者保護者の部分の事案にもいろいろありますけれども、幼稚園等で配慮した形でやっているということでございます。

次に新入学用品につきましては、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、21ページの扶助費161万5,000円計上させていただいていますが、これについては平成30年度の入学予定者の1年生の小中学校の子供に対しての分を、入学前に保護者の負担等も考慮して予算措置をさせていただいたということで、小中学校ということでございます。

町民体育館につきましては、床の部分の傷みということは議員がおっしゃったとおり懸念される部分でありますので、平成30年度の当初予算等も含めながら、今後対応していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

中間管理事業の424万円ほどの補正額でございますけれども、そもそも当初予定していた金額が1,320万円でございます。今回先ほど申し上げました集落配分と個人配分を再積算しまして、その部分が1,743万5,000円ということでございます。増額の主な理由としましては、羽生、山崎、粕川につきましては、ある程度見込んでおったんですけれども、江戸沢地区の18町歩、こちらのほうがふえましたということで増額の補正にな



ったというところでございます。

なお、来年に向けての単価が決まっていない課題につきましては、県のほうには当然申し入れているところでございますけれども、県の立場で申しますと、県のほうでは中間管理事業そのものについては基金化しております。その基金をもって取り崩しながら計画的に離農給付金や、要は協力金を配分するということから、最終的には8月、9月に県内の市町村の面積が確定した内容をもって単価を設定しているというふうに伺っておりますので、現在単価をお示しすることはできないといった状況でございます。

なお、郷郷ランドにつきましては、新規の部分の郷郷ランド増設部分ではございませんで、もともとある郷郷ランド部分、いわゆるコメリ側のほうの郷郷ランド部分でございますけれども、これにつきましては多年にわたって側溝についてふたがけはされておりました。今回改めて利用者の声を伺い、県とも相談をさせていただきました。ぜひとも県のほうで設置した上でふたがけ等をお願いしたいんだということをお話をさせていただいたところなんですけれども、県のほうでは予算等の都合もあってちょっと難しいと。ふたがけする部分については市町村でということでしたので、何回か交渉はしたわけですがこれ以上看過できないということで、安全対策上町のほうでふたがけということで補正のほうを計上させてもらったといった経緯でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、1点目の生活道路の優先順位の件でございますが、生活道路につきましては地区住民の方の協力が必要不可欠でございます。住民の協力を得られた路線から随時整備をしているのが今の状況でございます。先ほど千葉議員さんのほうからお話ありました木の崎の路線につきましては平成30年度から測量が入りまして、順次整備をしていく予定でございます。

続きまして、10款の災害復旧費関係でございますが、こちらにつきましては第5回臨時議会で御可決いただきました町単事業、町単の公共債、あと町単の農債、そのほかに国の災害の査定のための測量費を御可決いただいております。今回計上しておりますのは、それ以降に発生いたしました町単の工事の分でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 発生がそれ以降なんですか。見つけたのがおくれたのではなくそれ以後に、21号台風以後に生じた災害と理解していいんですか。私は、21号のときに出たのをほろってて見つけ兼ねて、そして気づいたものだから今回予算を出したと。そうなればもっとそういった点での連絡というか、密なネットワークをつくっておく必要があるのかなと思ったもので話を出したんですが、21号後に生じたものをここですくうということで理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今回の件につきましては、台風21号災害によって発生した工事でございます。状況の確認につきましては、地区担当員を通して区長さんのほうにお声がけをいたしまして踏査によりまして現地を確認してございます。ただし、その中でもやはり確認できない場所もございまして、その後区長さんを通して地域整備課だったり地区担当員のほうから、こういった場所もあるということでこちらのほうで確認いたしまして、まさしくそれは21号災害による被害だということでございましたので、今回、前回計上できなかった分につきまして計上させていただいたものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 15ページの文書広報費で住民情報システム改修業務が計上されております。これは内容としてどのような点が改良されるのか、そしてそれが町民からの利便性を考えた場合にどういう利便性があるのかという質問でございます。

あと、18ページの第2項児童福祉費の子ども・子育て支援システム改修業務、これも内容としてどのように変わっていくのかという質問です。

あと、26ページの公共土木施設災害復旧費。河川道路の復旧工事ですよということでそれは理解しました。今回私なりに見ると、今回の21号の水害はわらが大量に流れ込んだというのが非常にあったなど、このように思っているんですけども、そういうわら撤去に関しての支援ということに関しては、ないのはわかっているんですけども、その辺に関して検討はされたのかどうか。わらの撤去に対して支援しようとかかです、以上3点お答え願います。

議長（石川良彦君） まず答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

まず、15ページの文書広報費の13節に関する内容でございます。まず1点目の住民情報システム改修については、間もなく始まります税の特別徴収にかかるシステム改修業務、それから番号制につきましてはマイナンバーカードの表示対応、いわゆる旧字対応のシステム改修、それからデータ標準のレイアウト改修業務のうち児童福祉、国保、介護分野の内容、それから同じくデータ標準のレイアウト改修業務、宛名とか内容の改修業務、いずれも平成30年度事業に間に合わせるために今回行うものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは児童福祉費の子ども・子育て支援システムの改修業務についてでございます。こちらにつきましては、保育園、保育所入所時に係る公定価格の関係で、制度的に処遇改善加算等の制度改正がされております。その部分の改正にあわせまして新たに小規模保育事業が来年度から始まりますが、そちらへの対応ということで改修を予定してございます。

なお、小規模保育につきましては現在広域入所で6月から2名ほど大崎市のほうで入所委託している方がございます。そちらも小規模保育所でございますので、そちらの対応とあわせて今回予算計上させていただいたものでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今回の災害におけますわらの撤去費用につきましては、検討してございません。

以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 15ページのシステム改修もなかなか素人だとわかりにくいんですけども、町民から見た場合にそれで何か便利になるとかそういうものはないのかどうか。

あと、そのわらの、今回は考えてなかったということですが、今後いろいろな災害になった場合に改良区でやっているんだと思うんですけども、個人の場合も非常に大変な仕事になることが予想されます。それで大崎市の場合ですと、やはり支援しているんですね。運搬費用の半分を行政で面倒を見るとかそういう支援をしたみたいなんです。今回の件に関してはいいんですけども、今後やはり水害等の災害が起きる

場合に何かそういう大変な作業が発生した場合に、そういうものも幾らかでも町で支援するようなことも今後検討してほしいなと思いますが、これに関しては町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） まず答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） お答えいたします。

最終的には、住民の利便性向上のためのデータ改修でございまして、マイナンバー制度導入に伴うものでございます。住民の利便性向上ということとはなかなか図りかねるんですが、目的は住民の福祉向上のために行う事業でございまして。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

この稲わらの台風における処分に関しましては、台風が来るたびに結構な被害を被っている方がいらっしゃるのの確認してございます。こちらにつきましては、災害が地域整備課ということもございますが、農政課だったり町の課、それぞれ連携をとりながら今後どういったふうに対応していったらいいかちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 稲わら処理については、実はきのう消防法に触れるということで燃やしたいという要望がございまして、ちょうど後谷地ですか、あそこにはかなりの量がございまして、今乾かしながらきょうあたりから火をつけて燃やすという作業に入るんだと。それで町から許可をとって消防に申請をして受理されてからそのような方法で受益者がやると。どこからも経費は出てこないと思うんですけども、自主的に地主の皆さんがおやりになるようですが、この辺についても今後この時期に台風に見舞われれば必ず発生するということでございますので、対策なり、また処理の方法についても予算に関することであっても対応したいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより、議案第55号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第8 議案第56号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第56号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） ちょうど介護保険料を宮城県一高いと高齢者の方が嘆いているわけなんです、これは……

議長（石川良彦君） 補正のどこの部分ですか。

9番（高橋重信君） いや、あのね、これ今予算編成をやっているかなと思うんですが、先ほど……

議長（石川良彦君） 補正予算に係る質問をお願いします。

9番（高橋重信君） そうですか。だけど、ここはちょっと、議長、申しわけないんだけどこの中にはないけど……

議長（石川良彦君） ないのではなくて、補正予算に係る質問をお願いします。なければ、ほかにはないんですか。

9番（高橋重信君） いや、来年度の予算はどうなっているのか。宮城県一でまだ高いのか、それとも町政、新年度の予算はどうなっているのかその辺を。

議長（石川良彦君） それは既に一般質問で確認済みの話であります。

なければ、次にほかにごございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 俺もうまくないのかな。39ページの歳入の介護給付費、交付金に関して関連してお聞きしたいんですが、この機会でないとならないな。実は納付金の関係で大分誤って引かれたということで町から訂正の伝票が来ているということですが、これも最終的には給付金のほうに關係していくのかなと思うんですが、この交付金の土台である給

付金のいわゆる介護料の計算の誤りというのは、どういうところで発生しているのか、その辺は議長、何件か私のところに間違いがあって訂正の町から切符が来ているということなんですが、これを機会にそういうことは余り生じないように対応してほしいんですが、これは税務課なんですか、切符は。

議長（石川良彦君） 間違いがあるという指摘なんです。

12番（千葉勇治君） 課長が判こ押してるんじゃないんですか。まあ、だって最終的に切符切って送ってやるんだから。具体的に何人か出ているんだけどもね。そういうことがあるようですから、ないごっていいです。

（「補正にないから」の声あり）だから補正にないからね、答え……

議長（石川良彦君） その辺は確認されてないそうなんです。

12番（千葉勇治君） では確認してもらおうようにね。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） はい、後ほどお願いしたいと思います。

補正予算に係る質問に限ってお願いしたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第56号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第9 議案第57号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に日程第9、議案第57号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 45ページの手数料の関係で登録手数料となっているんで

すけれども、公認業者登録手数料、責任技術者登録手数料、これは何名分になっているんですか。ふえたということで、たしか前に説明あったと思うんですけれどもよろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

公認業者登録手数料は1名分です。責任技術者登録手数料は3名分です。

以上です。

2番（大友三男君） これは、ふやすと言うとあれなんですけれども、なぜふやすことになったのか、理由をお聞かせいただければ。人数です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 現在まで当初の予算の中で公認業者が8者、責任技術者が12者の登録をしております。今後も先ほど申しました業者が1者、技術者が3者くらい見込めるのではないかとということで今回予算に計上しております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第57号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第10 議案第58号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第10、議案第58号 平成29年度大郷町農業集落排

水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって討論を終わります。

これより、議案第58号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第11 議案第59号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第59号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

議案第59号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。



---

日程第12 議案第60号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算  
(第2号)

議長(石川良彦君) 次に、日程第12、議案第60号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 今回の補正の中で、特に405万円を費やして経営戦略策定業務というものを考えているようですが、この基本的な考えはどのようなか。また、この策定業務の仕上がった段階で議会に示す考えはあるのかどうか、その辺のこの経営戦略策定業務についての考え方についてお聞きしておきたいと思えます。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) お答えいたします。

安心で安全な水を安定的に供給することを目的といたしまして、本水道事業におけます施設の老朽化状況や経営状況等を踏まえ、施設、改築、投資、計画及び将来財源を試算し、中長期的な経営の基本を計画する経営戦略の策定でございまして、これにつきましては1月末が策定の期限でございます。完成いたしましたらホームページ上で公表いたしますし、機会を設けていただきましたら全員協議会等を通しまして議会のほうに御説明申し上げたいと思えます。

以上です。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) この策定業務の中には、いわゆる平成30年度あるいは30年度以降の料金の改正などについて出ているのか。もし出ているとすれば上がるような要素を秘めているのか、その辺について。一番負担となる受益者のそういう安全安心の中での料金については、どういう方向づけを示しているのかお聞きしたいと思えます。

議長(石川良彦君) 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) 水道料金につきましては、平成32年度から大崎広域水道のほうで見直しをする方向で今検討してございます。大郷町につきましても、現在水道料金につきましてあらゆる形でどのように対応したらいいかということを検討してございまして、この経営戦略策定業務の中でも今後の料金関係についても検討してございます。

以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 水道の安全安心、安心安全安定というようすばらしい、もちろんこれが基本となっている、我々も安心して水道水を利用しているわけですが、今県ではいわゆる民間の力を借りて企業化、企業による水道の管理を工業用水とあわせてですか、工業、下水、上水とこの3つの水道関係を一括して管理する云々ということも出ているんですが、私はそういうこともあったのでは本当に安全な水が確保できるのか極めて不安な思いを持っているわけです。この経営戦略策定業務についてはその中にはそういうことについては何ら網羅されていないんですか。そういうことも将来的な形で検討するような材料に組み入れる内容になるんですか。その辺どう見ておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

上、工、下、3管一体につきましては、あくまでも県のほうの事業で実施するというごさいまして、町のほうの事業との直接のかかわり合いはございません。ただ、経営戦略策定の中では、そういったことも形として見えるかどうかというのは別なんです、そういったことも視野に入れながら計画を策定している現在でございませう。

議長（石川良彦君） ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようすので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第60号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

---

### 日程第13 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 次に、日程第13、閉会中の所管事務調査を議題といたし

ます。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第14 閉会中の継続審査

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、閉会中の継続審査を議題といたします。

各常任委員長への付託事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した付託事件、陳情第6号 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する陳情書、陳情第7号 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情書の審査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成29年第4回大郷町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時16分 閉会

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員